

令和7年度 神奈川支部広報計画について

0. はじめに

昨年策定した広報基本方針や令和7年度の本部事業計画を踏まえ、以下の内容を定める「令和7年度本部広報計画」を策定する。計画に掲げた事項を着実に実践し、健康づくりや医療費適正化などの協会の使命について、本部・支部で統一的・計画的に周知・広報を行い、加入者・事業主の一層の理解を得ていく。

- ・当該年度の広報の取組方針
- ・当該年度、協会が最も周知に力を入れる広報テーマである「最重点広報テーマ」を選定
- ・当該年度、協会が周知に力を入れる広報テーマである「重点広報テーマ」を複数選定
- ・当該年度、制度改正などにより集中的に周知すべき広報テーマがある場合には、「特別広報テーマ」を設定 等

1. 令和7年度の取組方針

令和7年度の広報においては、令和6年12月以降、協会の象徴的存在である健康保険証が新規に発行されなくなる中、協会の運営を将来にわたって円滑に実施していくとともに、協会が保険者機能を更に強化し、発揮していくためには、協会の認知度向上に今まで以上に取り組む必要がある。そこで、協会の認知度向上のため、愛称「協会けんぽ」や協会の社会的役割をあらゆる機会をとらえて積極的にアピールする。

また、今後の協会における広報の基礎固めとして、更なる利便性やわかりやすさの向上のため、ホームページ全面リニューアルに向けた作業を着実に進めるとともに、加入者へ直接情報を届けることが可能なSNS（LINE）等の活用が令和6年度から始まったところ、令和7年度はLINEの安定的な運用やSNSを活用した多様な広報を進めていく。

1. 令和7年度の取組方針

その上で、令和7年度の各広報テーマを以下のとおり定めることとする。

最重点広報テーマ（当該年度、協会が最も周知に力を入れる広報テーマ）は、

- ・「令和8年度保険料率改定」
- ・「健診体系の見直し（※）」

（※）現役世代への取組をより一層推進する観点から、人間ドックに対する費用補助、生活習慣病予防健診の一般健診について、新たに20歳、25歳、30歳を対象とする（胃・大腸がん検診の検査項目を除く）等を行うことから、特に拡充内容を含め積極的に周知・広報を行う

とする。

重点広報テーマ（当該年度、協会が周知に力を入れる広報テーマ）は、

- ①「財政状況」
- ②「医療費適正化」（ジェネリック医薬品・バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進）
- ③「医療費適正化」（上手な医療のかかり方）
- ④「健診」
- ⑤「特定保健指導」
- ⑥「重症化予防」
- ⑦「コラボヘルス」（事業所との協働による健康づくりの重要性）
- ⑧「申請書の分かりやすい記入方法」
- ⑨「電子申請の利用促進」
- ⑩「チャットボット・LINE等の利用促進」
- ⑪「SDGsに資する協会の取組」

とする。

特別広報テーマ（制度改正などにより集中的に周知すべき広報テーマ）は、

令和6年度に引き続き、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」とする。

2. 令和7年度の広報取組方針に基づく本部における取組

取組	取組内容
認知度向上	- 協会の認知度を把握するための手法を検討の上、実施し、現状を把握する。また把握した現状を踏まえ、協会にとって効率的・効果的な広報媒体の活用方法について検討し、整理を行う。 - 愛称「協会けんぽ」や協会の社会的役割（SDGsに資する取組を含む。）をあらゆる機会をとらえて積極的に周知する。 - 協会けんぽの認知度向上、本部・支部で統一感のある広報を行うため、イメージづくりに資するコンテンツを制作し、積極的に使用する。
利便性向上	- ホームページについて、より高いアクセシビリティ・ユーザビリティを実現するために全面リニューアルに向けた作業を着実に進める。 - 令和6年度に拡充したチャットボットについて、よりの確な案内ができるよう、随時加入者目線での見直しを行う。 - 令和8年1月にサービスインを予定している電子申請について、加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、幅広く周知する。
SNS (LINE)	令和6年11月から開始した全支部での実施において、安定的に運用できるよう支援するとともに、支部の配信支援策として、全支部共通で使用可能なコンテンツを作成する。

令和7年度 神奈川支部広報計画

広報の取組方針

令和7年度の神奈川支部広報計画においては、

- 協会の最重点広報テーマとして設定された、「**健診体系の見直し**」の周知・広報に積極的に取り組む。
また、「**保険料率改定**」に係る広報については、引き続き関係団体の皆さまの広報誌への掲載等にご協力いただくことや、県政記者クラブへのプレスリリース等により、多くの加入者・事業主へ届く広報を実施する。
- 重点広報テーマとしては、支部の加入者1人当たり医療費の増加等により、保険料率が上昇傾向（令和2年度：9.93%→令和6年度：10.02%）にあることから、「**医療費適正化（ジェネリック医薬品の使用促進、上手な医療のかかり方）**」を選定し取り組むこととする。
また、健診受診率及び特定保健指導実施率が全国平均と比較して低いことから、「**健診・特定保健指導**」についても選定し取り組む。
- 令和6年12月から健康保険証が新たに発行されなくなり、令和7年12月には発行済みの健康保険証が使用できなくなることから、**マイナ保険証の利用促進**に取り組むとともに、健康保険証が使用できなくなった後の混乱を防ぐため、**資格確認書等の制度周知**に取り組む。
- さらに、これまで当支部として実施してきた**健康宣言事業所の拡大**に向けた広報を継続実施する。
本計画に掲げた事項の実践を通じ、当支部の抱える課題解決を図るため、計画的に周知・広報し、加入者・事業主の一層の理解を得ていく。

広報の取組事項

多くの加入者に届く広報、 わかりやすい広報、 支部ホームページのアクセス数増加に寄与する広報

「健診体系の見直し」

目 的	・医療費の適正化及び加入者の健康の保持増進をより一層推進するため、更なる健診・保健指導の実施率向上と重症化予防対策の充実を図るとともに、就労等により生活習慣が変化する20代から健康意識の醸成を図り、加入者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組を推進する。 ・令和8年度においては、現役世代への取組をより一層推進する観点から、被保険者の健診体系の見直しを行うこととしていることから、令和8年1月より積極的に周知・広報を行う。
ターゲット	加入者・事業主
実施内容	全支部で統一的に広報を実施するため、本部において広報資材（新聞広告原稿、広報チラシ原稿、ポスター原稿、広告用記事原稿）を作成。 支部においては、それらを活用して、地方紙への新聞広告掲載、健康保険委員へのチラシ・ポスターの配布、関係団体（商工会議所等）の会報への記事掲載を行う。
実施時期	令和8年3月

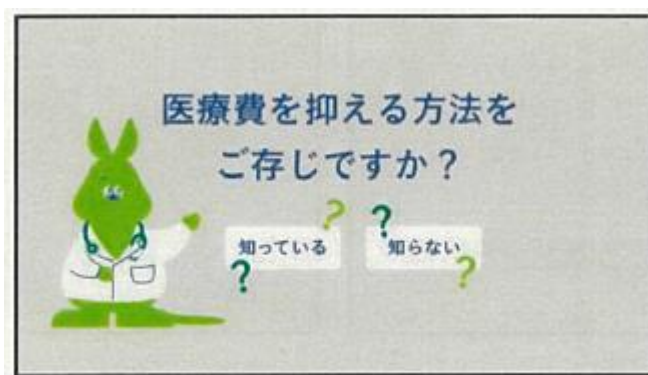
重点広報テーマ

重点広報テーマ① 「医療費適正化（上手な医療のかかり方、ジェネリック医薬品の使用促進）」

目 的	神奈川支部加入者の一人当たり医療費は年々増加傾向にあり、上手な医療のかかり方の啓発を推進する必要があるため。
ターゲット	加入者（40～60歳代）
実施内容	医療機関・薬局のデジタルサイネージにおいて、上手な医療のかかり方に関する動画（はしご受診を控える、時間内受診、ジェネリック医薬品の使用、お薬手帳の持参、抗菌薬など）を放映する。
実施時期	令和8年1月

重点広報テーマ② 「健診・特定保健指導」

目 的	神奈川支部の健診受診率及び特定保健指導実施率は、全国平均と比較して低いため、健診受診と受診後の行動等が健康を保持するために重要であることを加入者に理解してもらうため。
ターゲット	加入者（40～60歳代）
実施内容	集団健診の実施時期にあわせて、支部の広報物に接する機会が少ない加入者に向けて、交通広告を実施する。
実施時期	令和7年10月～令和8年2月の間の3週間



その他の広報テーマ

「生活習慣の改善（時短レシピ）」

目 的	神奈川支部加入者の健診（問診）結果から、喫煙、飲酒、食事の生活習慣にリスクがある方が多く、特に食事習慣の改善の必要性が高いため。
ターゲット	加入者（30～40歳代）
実施内容	多忙な方でも簡単に作れる時短レシピ動画及び動画内容を1～2ページに編集したPDFを作成しホームページに掲載する。また、ホームページに誘導するため、LINEで配信する。
実施時期	通年

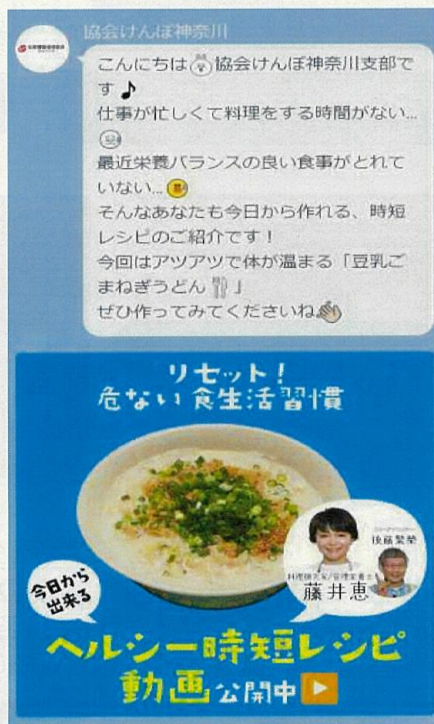
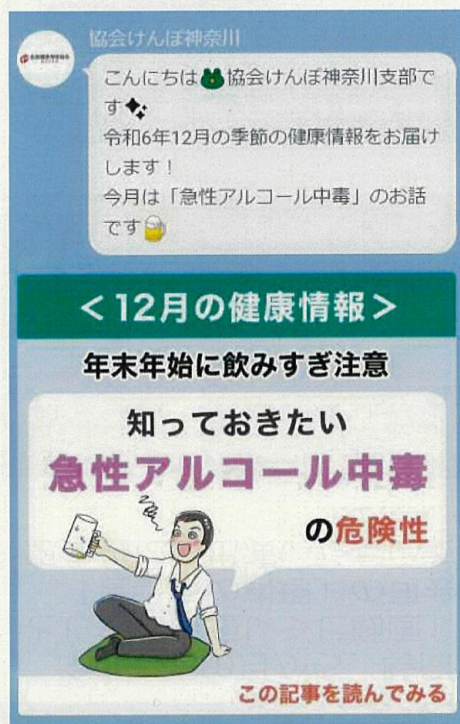
「コラボヘルス（かながわ健康企業宣言）」

目 的	神奈川支部は、生活習慣の要改善者の割合が高い一方、全事業所に占める宣言事業所の割合は0.9%程度であり、事業所単位で健康づくりに取り組む事業所の割合が低い。そのため、より多くの事業所に健康企業宣言に参加していただくための取組を行うとともに、健康リスクを抱えた従業員が多い事業所にも健康企業宣言に参加していただくための広報を行う。
ターゲット	事業主、健康保険委員
実施内容	・パンフレット等を作成し事業所に広く周知し、「かながわ健康企業宣言」への参加を促す。 ・健康保険委員向け広報誌を送付する際に、健康企業宣言への参加を促す文書を同封する。
実施時期	通年

協会けんぽ神奈川支部公式LINEについて

加入者へもっとタイムリーに情報をお届けしたいという思いから、令和6年11月より公式LINEを運用しており、時短レシピや健康情報を月2回程度配信している。

配信例



ホームページや広報誌で友だち募集中です。



必見!!

まだ「**かながわ健康企業宣言**」に
エントリーしていない事業所様へのお知らせ

健康経営® はじめてみませんか？

「健康経営」とは、事業所が積極的に従業員の健康増進に取り組むことで、生産性の向上及び業績の向上をめざす経営スタイルのことです。

協会けんぽ神奈川支部では「**かながわ健康企業宣言**」事業で「健康経営」に取り組む事業所様のお手伝いをしています！

「**かながわ健康企業宣言**」にエントリーして「健康経営」に取り組み、「従業員の健康を守る企業」としてアピールしましょう！！

「**かながわ健康企業宣言**」にエントリーするとこんな特典が!!

POINT 1 無料健康講座の受講
(オンライン開催・講師派遣を選択できます)

講座内容

- ①食生活の改善
- ②飲酒習慣の改善
- ③受動喫煙対策
- ④感染症予防対策
- ⑤働き方改革の推進
- ⑥メンタルヘルス対策
- ⑦歯の健康対策

POINT 2 健康づくりVOD講座視聴
(好きな場所や時間に、スマートフォンなどから期間中何度でもご覧いただけます)

VOD内容(令和5年度:例)

- ①運動・エクササイズ
 - ②メンタルヘルス
 - ③女性の健康
- などご用意しています！



POINT 3 健康企業診断カルテ
を毎年送付

従業員の健康状態や
医療費の状況が
わかります！



POINT 4 健康経営優良法人認定※
に申請できます！

※健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組などをもとに、特に優良な健康経営を実践している事業所を経済産業省が顕彰する制度です。



健康づくりに積極的に取り組むと・・・



「ロゴマーク」が利用可能になります！
自社の名刺やホームページなどで
『従業員の健康を守る企業』として
アピールしてください！
求人にも役立ちます！！



「**かながわ健康企業宣言**」のエントリー方法は裏面をご参照ください！

「健康経営」®はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



「**かながわ健康企業宣言**」にエントリーするには？



まずは 下欄をご記入のうえ
FAXください！

「健康企業診断カルテ」
「エントリーシート」を送付します。



「健康企業診断カルテ」で
自社の健康度を確認しましょう！



エントリーシートを
協会けんぽ神奈川支部に
FAXいただきエントリー完了!!

「健康企業診断カルテ」で職場の現状を
把握し、必要事項をご記入ください。

健康企業診断カルテ見本(抜粋)



毎年の医療費の状況や健診結果等の
経年変化を把握できます。

協会けんぽ神奈川支部の全事業所平均や同業
態と比較し、貴事業所の健康状態の位置づけを
確認いただけます。

※従業員数によっては、個人が特定される可能性がある項目を
非表示とする場合があります。

★ すでにエントリーいただいている事業所様はFAXいただく必要はありません ★

「健康企業診断カルテ」送付申込書

FAX: 045-273-3862

※切り取らず、この用紙のみFAXください!

●送付希望先

事業所記号	
事業所名	
事業所所在地	〒 -
ご連絡先	
ご担当者名	

【お問合せ先】

〒220-8538 横浜西区みなとみらい4-6-2
みなとみらいグランドセントラルタワー9階
協会けんぽ神奈川支部 保健グループ
TEL: 045-270-9976



保険証の記号7ケタ
もしくは8ケタの数字です

※お送りいただいた個人情報、協会けんぽ神奈川支部が運営する健康づくり事業の推進のために利用いたします。

「ヘルスリテラシーの向上（禁煙の推進）」

目 的	神奈川支部加入者の健診（問診）結果から、喫煙、飲酒、食事の生活習慣にリスクがある方が多いため、健康情報を手軽に入手できるリンク集の案内と禁煙を推進する内容とし、加入者のヘルスリテラシー向上、健康増進を図るため。
ターゲット	加入者（30～40歳代）
実施内容	リンク集の案内と禁煙を推進する内容のチラシを作成し、被扶養者あての特定健診受診券健診案内に同封する。
実施時期	通年

保健事業の一層の推進について

令和6年12月23日

全国健康保険協会

- 協会ではこれまで、35歳以上の被保険者を対象とした生活習慣病予防健診、40歳以上の被扶養者を対象とした特定健診、特定保健指導を中心とした保健事業に注力してきたが、医療費の適正化及び加入者の健康の保持増進をより一層推進するうえでは、更なる健診・保健指導の実施率向上と重症化予防対策の充実を図るとともに、就労等により生活習慣が変化する20代から健康意識の醸成を図り、加入者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組を推進することが必要である。
- また、国で整備が進められている医療DXのインフラも活用しつつ、より多くの加入者の健診結果等を若年から経年的に保有し、これらのビックデータを活用することで、保健事業の一層の推進を図る必要がある。
- これらのことを踏まえ、現役世代への取組をより一層推進する観点から、被保険者及び被扶養者を対象に実施する健診体系の見直し及び重症化予防対策の充実を行う。

具体的な見直し（案）

被保険者

人間ドックに対する補助の実施

- 一定の項目を網羅した人間ドックに対する補助を実施

若年層を対象とした健診の実施

- 20歳、25歳、30歳に実施

生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- 「骨粗鬆症検診」を実施
- 検査項目や健診単価の検証・見直しの実施

被扶養者

被扶養者に対する健診の拡充

- 被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充

重症化予防

がん検診項目受診後の受診勧奨の実施等

- 「胸部X線検査」において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対して受診勧奨を実施

がん検診項目受診後の受診勧奨の実施等

- 「胸部X線検査」において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対して受診勧奨を実施。なお、この取組については、令和6年度に保険者努力重点支援プロジェクトの中で、3支部（北海道・徳島・佐賀）において外部有識者の助言も得ながら実施中。
- 事業所に対するメンタルヘルスに関するセミナー及び出前講座の実施に係る体制を整備。

人間ドックに対する補助の実施

- 年齢や性別による健康課題に対する健診の選択肢の拡大と、より一層の健康意識の醸成及び実施率の向上を図るため、35歳以上の被保険者を対象に一定の項目を網羅した人間ドックに対する定額補助（25,000円）を実施。
- 円滑な制度開始及び健診実施機関の質の確保の観点から、人間ドック補助実施機関は、日本人間ドック・予防医療学会／日本病院会、日本総合健診医学会、全日本病院協会、全国労働衛生団体連合会が実施する第三者認証を取得していることを条件にするほか、特定保健指導の実施体制を有すること等を条件とする。

若年層を対象とした健診の実施

- 就業等により生活習慣が大きく変化する若年層に対して、早期に生活習慣病対策を行うことや健康意識の向上等を目的に生活習慣病予防健診に新たに20歳、25歳、30歳の被保険者も対象とする。
- 検査項目については、国の指針等を踏まえ、生活習慣病予防健診の項目から、胃・大腸がん検診の検査項目を除いたものとする。

生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- 健康日本21（第三次）の内容等も踏まえ、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診を実施する。
- 生活習慣病予防健診の検査項目や健診単価については、協会発足以来、見直しを行っていないことから、国の指針やマニュアル、人件費の高騰や診療報酬改定等を踏まえ、健診の内容及び費用について別途検証・見直しを行う。

被扶養者に対する健診の拡充

- 被扶養者に対する健診について、被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充する。なお、現行の特定健診の枠組みは維持する。

制度変更後の健診体系図（令和9年度以降：被保険者・被扶養者共通）

- 令和8年度から、35歳以上の被保険者を対象に人間ドックに対する費用補助を実施するほか、生活習慣病予防健診の一般健診について、新たに20歳、25歳、30歳を対象とする（胃・大腸がん検診の検査項目を除く）。
- 従来40歳から5歳刻みで一般健診に追加可能としていた付加健診について、一般健診及び付加健診の項目を統合し、新たに「節目健診」を新設する。また、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診を実施する。
- 令和9年度から、被扶養者を対象とした健診について被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充する。なお、制度変更後の健診体系では被保険者と被扶養者の健診内容等は同一となるが、現行の被扶養者に対する特定健診については引き続き実施する。

健診の種類		受診対象者の年齢			
		～19歳	20～34歳	35～39歳	40～74歳
人間ドック				35歳以上（毎年受診可）	
生活習慣病予防健診等	節目健診				40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方
	一般健診			35歳以上（毎年受診可）	
	一般健診（若年）		20歳、25歳、30歳の方		
	子宮頸がん検診		20歳以上の偶数年齢の女性		
	乳がん検診				40歳以上の偶数年齢の女性
	骨粗鬆症検診				40歳以上の偶数年齢の女性
	肝炎ウイルス検査		一般健診を受診する方（過去に受けた方は除く）		
特定健診					40歳以上の被扶養者

保健事業の一層の推進に係る今後のスケジュール（案）

- 人間ドック等の実施に向けては、協会と健診機関間において、新たな契約を行うことに加え、双方でハード面・ソフト面で大幅な変更が必要になることから、本部と健診団体、支部と健診機関との間で密にコミュニケーションを取りながら円滑な制度開始に努めることとする。
- また、事業主・加入者への丁寧な周知広報も必要不可欠であることから、令和7年度の最重点広報テーマの一つとし、本部・支部一体となって、関係団体を通じた広報を含め、様々な広報チャネルを活用した周知・理解促進を図ることとする。

		2024（令和6）年度						2025(令和7)年度						2026年度	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～6月	7～9月	10～12月	1月	2月	3月	4月～	
								がん検診項目受診後の 受診勧奨開始●			人間ドック・若年健診 開始（被保険者）●				
本部	健診団体	・実施機関選定条件の整理、調整			・傘下健診機関へ周知										
	システム改修	・R8に向けたシステム改修						システムリリース●			・R9に向けたシステム改修				
	広報							関係団体への 周知依頼●			事業主・加入者への周知広報				
支部	健診機関	・事業概要の周知				・情報提供			・実施機関の公募			契約 締結●			
	広報							関係団体への 周知依頼●			事業主・加入者への周知広報				

令和4年度

LDLコレステロール値に着目した受診勧奨の実施

- 現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施。

令和5年度

生活習慣病予防健診（一般健診）の自己負担の軽減

- 健診実施率の向上のため、38%（7,169円）の一般健診の自己負担について、総合健保組合の水準を参考に28%（5,282円）に軽減。
※ 自己負担30%の生活習慣病予防健診の乳がん検診・子宮頸がん検診のほか、肝炎ウイルス検査についても、自己負担を28%に軽減。

付加健診の自己負担の軽減

- 疾病の早期発見等の目的、健保組合の実施状況、定年延長の状況等を踏まえ、50%（4,802円）の付加健診の自己負担について、28%（2,689円）に軽減。

付加健診の対象年齢拡大

- 疾病の早期発見等の目的、健保組合の実施状況、定年延長の状況等を踏まえ、対象年齢を「40歳、50歳」から「40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳」とした。

被扶養者の集団健診時におけるオプション健診の拡充

- 被扶養者の特定健診実施率の向上のためにしている集団健診（協会主催）時のオプション健診について、健康日本21（第三次）の目標等を踏まえ、内容の見直し及び項目の拡充を図った。
※ 「骨粗鬆症検診」、「歯科検診」、「眼底検査」を支部の実情に応じて選択可能。

重症化予防対策の充実

- 高血圧等に係る未治療者に対する受診勧奨について、被扶養者及び協会が事業者健診結果データを取得した者に拡大。

支部における地域・職域の特性を踏まえた保健事業の実施

- 医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等の実施。

令和6年度

マイナ保険証への円滑な移行 に向けた対応について

令和6年12月2日

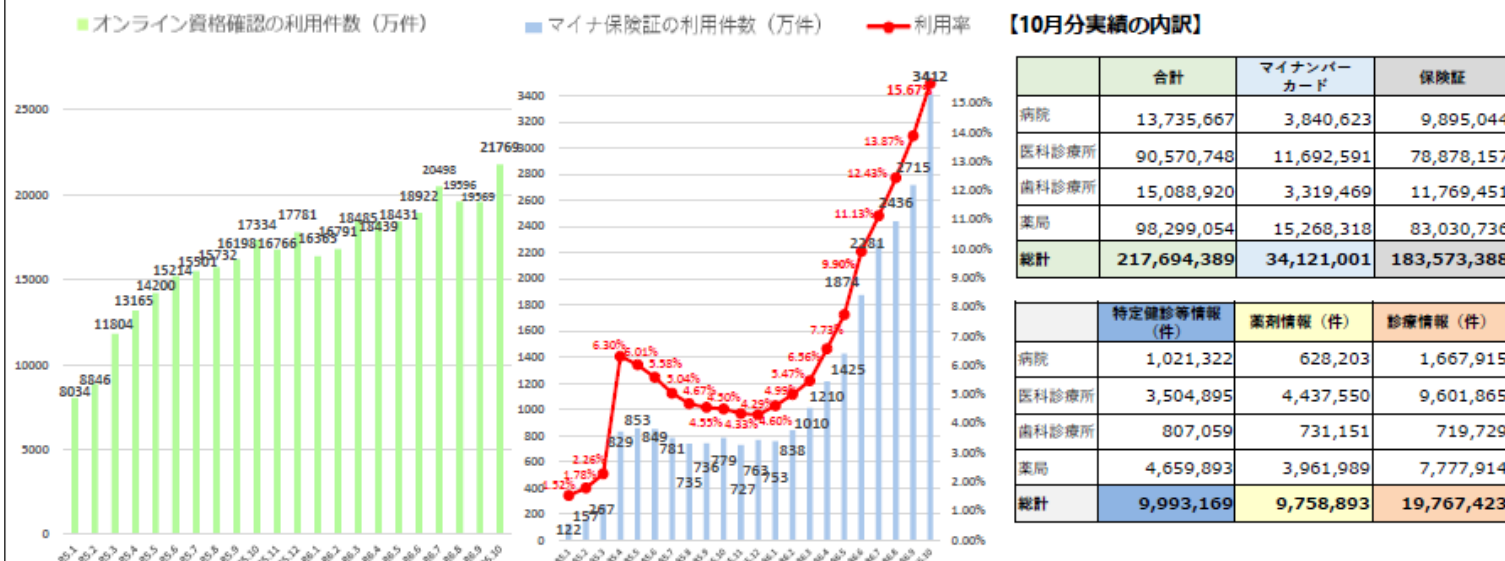
全国健康保険協会

マイナ保険証の利用状況について

マイナ保険証の利用状況については、令和6年5月から7月のマイナ保険証利用促進集中取組月間以降大幅に増加している。しかし、令和6年10月のマイナ保険証利用率は15.67%であり、まだまだ低い状況にある。

オンライン資格確認の利用状況

※利用率=マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数



＜参考＞

※紙の保険証受診であってオンライン資格確認を利用しない場合も含めた資格確認総件数は、直近で約2.46億件（令和5年6月）

令和6年10月のマイナ保険証利用人数（1,657万人）から、当該月に医療機関に受診した人の推計値（6,752万人）を用いて、一月に医療機関を受診した人のうち、マイナ保険証を利用した人の割合（推計値）を算出すると以下のとおり。

医療機関受診者に占めるマイナ保険証利用者の割合	24.5%
医療機関受診者（MNC保有者）に占めるマイナ保険証利用者の割合	32.4%
医療機関受診者（マイナ保険証登録者）に占めるマイナ保険証利用者の割合	39.6%

（※）10/28～11/8の間の解除申請登録数が792件、
10/26から11/10までの利用登録の増加件数が約67.8万件

※医療機関受診者数とマイナ保険証利用者は、月内に保険者を異動し、再保険者において医療機関を受診した又はマイナ保険証を利用した場合はダブルカウントされる。

※医療機関受診者数については、加入者数に患者割合をかけることで算出。加入者数については令和6年6月までは医療保険医療費データベースによる実績値、7～10月は過去の伸び率から推計して算出。

患者割合は、令和4年度の医療給付実態調査における診療種別計の患者割合を元に、医療保険医療費データベースにおける直近の入院外・歯科の受診率を用いて推計し算出。

※医療機関受診者のうちMNC保有者及びマイナ保険証保有者の算出は、全人口のうちMNC保有者（75.7%）やMNC保有者のうちマイナ保険証利用登録者（82.0%）を用いて推計。

マイナ保険証の利用状況について

オンライン資格確認 マイナ保険証の利用実績 (都道府県別の医療機関・薬局での利用(令和6年10月))

○ 都道府県別のマイナ保険証の利用率(令和6年10月)は以下のとおり。

※黄色=上位5県 灰色=下位5県

都道府県名	利用率
北海道	16.34%(+1.73%)
青森県	14.52%(+2.12%)
岩手県	17.25%(+1.91%)
宮城県	13.76%(+1.29%)
秋田県	15.29%(+1.48%)
山形県	17.46%(+2.11%)
福島県	19.85%(+2.19%)
茨城県	17.06%(+1.56%)
栃木県	18.59%(+1.81%)
群馬県	17.60%(+2.02%)
埼玉県	14.10%(+1.50%)
千葉県	16.02%(+1.77%)
東京都	14.01%(+1.63%)
神奈川県	14.90%(+1.66%)

全国	15.67%(+1.80%)
----	----------------

都道府県名	利用率
新潟県	20.99%(+2.25%)
富山県	23.59%(+2.30%)
石川県	21.40%(+1.80%)
福井県	21.63%(+2.41%)
山梨県	14.63%(+1.96%)
長野県	14.30%(+1.90%)
岐阜県	15.66%(+2.78%)
静岡県	17.96%(+1.93%)
愛知県	13.92%(+1.88%)
三重県	14.68%(+1.60%)
滋賀県	17.91%(+2.35%)
京都府	16.58%(+1.81%)
大阪府	14.39%(+1.77%)
兵庫県	15.33%(+1.95%)
奈良県	15.69%(+1.70%)
和歌山県	11.22%(+1.24%)

都道府県名	利用率
鳥取県	18.82%(+2.15%)
島根県	21.71%(+2.45%)
岡山県	16.12%(+1.68%)
広島県	18.26%(+2.10%)
山口県	20.67%(+2.34%)
徳島県	14.17%(+1.73%)
香川県	17.28%(+2.01%)
愛媛県	12.56%(+1.24%)
高知県	14.97%(+2.07%)
福岡県	14.98%(+1.66%)
佐賀県	17.39%(+2.42%)
長崎県	17.01%(+2.13%)
熊本県	16.63%(+2.23%)
大分県	15.74%(+2.03%)
宮崎県	17.78%(+2.19%)
鹿児島県	20.04%(+1.53%)
沖縄県	7.43%(+1.19%)

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数
(括弧内の値は令和6年9月の値からの変化量(%ポイント))

マイナ保険証の利用促進広報について

マイナ保険証利用促進広報について、
協会においては、各都道府県の地方紙にマイナ保険証利用促進記事の掲載を行った。
また、国においては、政府広報と連携した新聞への記事掲載を行った。

協会けんぽ 加入者のみなさまへ

これからは
医療を受けるならマイナンバーカード。

保険証は、マイナ保険証へ。

忘れずに!

これからは、マイナンバーカードを持っていれば、
「マイナ保険証」として使用いただけます。

マイナンバーカードを持って病院へ。

受付のカードリーダーにマイナンバーカードを置く。
※カードリーダーはモデルが通う場合があります。

国民証などで本人確認。
「マイナ保険証」として使用できます。

政府広報 厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく

**まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、
これまでどおりの医療を、あなたに。**

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。
切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。
また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。
有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方 → **申請不要で** 資格確認書をお届けします。

新たに後期高齢者になった方 → **申請不要で** 資格確認書をお届けします。 ※来年7月まで

マイナ保険証での受診が困難な方 → **申請いただくことで** 資格確認書をお届けします。
(ご家族の方・施設をお持ちの方など)

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、
便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

さらに詳しい情報は
こちらから検索→

政府広報 マイナ保険証

QRコード

資格情報のお知らせ送付について

令和6年9月及び令和7年1月に全加入者に対して資格情報のお知らせを送付することにより、令和6年9月分について送付したところ。概要については以下のとおり。

送付対象者	<u>加入者全員</u>
送付時期	<u>1回目</u> 令和6年9月9日（月）～令和6年9月30日（月） <u>2回目</u> 令和7年1月予定 * 1回目の対象者データ抽出日から令和6年11月29日（金）までに新規資格取得した対象者 （データ抽出時点の現存者）
送付方法	<u>一般加入者</u> ：個人別に封入 ➤ <u>事業主経由での送付</u> <u>任継加入者</u> ：個人別に送付（被保険者の住所） * いずれも特定記録郵便。事業所に送付する場合は重量4kgまでの箱に梱包。
送付通数	39,168,986通（1回目分）

マイナンバーコールセンターでの対応について

協会けんぽでは、以下の事項に対するお問い合わせ先として、専用ダイヤルを設置し電話相談に対応している。

- マイナ保険証、オンライン資格確認
- 資格情報のお知らせ
- 資格確認書 など

設 置 期 間	令和6年9月2日から令和8年2月28日（予定）
受 付 時 間	8時30分～17時15分（土日祝日を除く）
対 応 件 数	149,900件（令和6年10月末時点）
対 応 言 語	英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語 ベトナム語・タイ語・インドネシア語・ネパール語・ビルマ語 フランス語・ドイツ語・イタリア語・ロシア語・マレー語・クメール語 モンゴル語・シンハラ語・ヒンディー語・ベンガル語・ウルドゥー語 以上22か国語に対応